

**広報紙
11月号**

五個荘

東近江警察署
交番番号
電話・FAX
48-2410

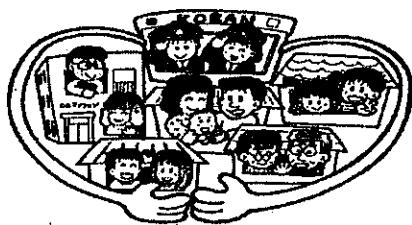
～幼い命を守るために～
児童虐待から子どもを守ろう！

- 児童虐待とは、保護者がその監護する児童（一八歳に満たない者）に対して行う次のような行為をいいます。
- 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 性的虐待 児童にわいせつな行為をする」と又は児童にわいせつな行為をさせること。
- 怠慢・拒否（ネグレクト） 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待同等の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 心理的虐待 児童に対する著しい羞恥又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【児童虐待を防止するため】

身近な生活の中で、子どもに

- 不自然な傷やアザがある
- 毎晩のように泣き叫ぶ声が聞こえる
- 子どもが戸外に出されて、徘徊している
- 服装身体が汚れており異常に瘦せてている
- 表情が乏しくおどおどしている
- 児童が見られる場合は、児童虐待の可能性があります。
- 「虐待かも」と思われる場合は、ためらわず、「子ども家庭相談センター」や「福祉事務所」等へ連絡をしてください。警察本部や最寄りの警察署、交番でも相談していただけます。



五個荘交番管内でも特殊詐欺の被害が発生しています。

不審な電話やメールには、一人で悩まず必ず家族や警察へ相談しましょう。
自宅の固定電話は、常に留守番電話設定にしておきましょう。

「預貯金詐欺」、「架空請求詐欺」が多く発生しています。



◆児童虐待防止対策の推進

一一月は「児童虐待防止推進月間」です。

皆さんからの連絡で児童の命や人権を守ることができます。

【児童虐待とは】

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（一八歳に満たない者）に対して行う次のような行為をいいます。

○身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

○性的虐待 児童にわいせつな行為をする」と又は児童にわいせつな行為をさせること。

○怠慢・拒否（ネグレクト） 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待同等の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

○心理的虐待 児童に対する著しい羞恥又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

☆指名手配犯人の発見にご協力を☆

本年八月末現在、全国の警察から指名手配されている犯人は、警察庁指定重要指名手配被疑者を含め、約五四〇人となっています。

警察では、特に重要な犯罪の指名手配被疑者を選定した上で、毎年一一月中に全国警察の線力を挙げて追跡捜査を行い検挙を目指しています。

指名手配犯人によく似た人物を見かけたとか、不審な人物がいるといった情報がありましたら警察に通報して頂きますよう、よろしくお願ひします。

たとえ、通報して頂いた情報が違っていても、捜査した結果の一つ一つが犯人の検挙へ結びついていくことがあります。

ですから、些細な内容でも結構ですので、気づかれたことがありましたら、警察に通報して下さい。